

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
○月～金曜日 8:30～19:00
○第2土曜日 9:30～16:00

11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。この証明書は、国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときに必要ですので、申告を行うまで大切に保管しておいてください。年の途中から国民年金に加入した場合や、10月1日以降に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

家族の保険料を納付している人は
国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。
家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した人の所得税などの控除対象になります。年末調整などをするときは、自分と連帯して納付した人の社会保険料額の合計納付額と、双方の証明書を添付して申告をしてください。

11月はねんきん月間

問い合わせ先
●ねんきんネット ナビダイヤル ☎ 0570 (058) 555
●幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です。年金記録や年金見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく年金の日です。年金ネットは、年金記録の確認や年金見込額を試算できます。ぜひこの機会にご利用ください。

市税・保険料は口座振替を！

☎ 納税課 ☎ (93) 0434

口座振替は、指定口座から納期限の日に、自動的に引き落として納税する便利な制度です。市では、口座振替を推進しています。

- 口座振替ができる市税など
 - 固定資産税・都市計画税
 - 市民税・県民税（普通徴収）
 - 軽自動車税
 - 国民健康保険税
 - 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - 介護保険料（普通徴収）
- 申込期限
キャッシュカードでの申込みは、振替開始希望納期限の概ね2週間前まで。
口座振替依頼書での申込みは、振替開始希望納期限の2か月前まで。
- 申込
 - キャッシュカードでの申込
口座名義人本人が、キャッシュカード（対象金融機関のみ）と、本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参し、暗証番号入力などの手続きを行うと、即時に申込みができます。
納税課、国保年金課、日吉台出張所で手続きが可能です。
※法人カード、代理カードなど利用できないカードがあります。
※富里市農業協同組合は、口座振替依頼書で申し込んでください。
 - 口座振替依頼書での申込
口座振替依頼書（①または②）に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。
 - ①専用ハガキ
市役所（納税課など）と日吉台出張所に備え付けてあります。
郵送または納税課窓口へ提出してください。
 - ②A4サイズの申込書（3枚複写）
納税課と市内金融機関に備え付けてあります。
納税課または市内金融機関へ提出してください。

国民健康保険に加入している皆さんへ

☎ 届出先 国保年金課 ☎ (93) 4083

交通事故などでけがをしたら連絡を！
交通事故や傷害事件など第三者の行為によって負傷したときの治療費は、原則加害者の負担になります。しかし、その賠償が遅れるときなどは、届け出をすることで一時的に国民健康保険で治療を受けることができますが、市が負担した費用については、加害者に対し治療費の請求を行っています。事故などでけがをしたら、必ず市へ届け出をお願いします。
届け出をしないで国民健康保険証などを使用したときは、自己負担になる場合もあります。

- 交通事故が発生したら…**
- 相手の身元を確認
相手の氏名、住所、電話番号、車のナンバー、免許証、車検証などを確認しましょう。
 - 警察に連絡を
トラブルを防ぐために、些細な事故でも必ず警察に連絡をしましょう。
市が加害者に治療費を請求するときには、『人身事故証明書』が必要になります。けがをしたときは、警察に人身事故として処理をしてもらってください。
 - 市に届け出を
国保年金課窓口へ保険証と印鑑を持参してください。治療を受けるときに必要な、「国保診療許可書」を発行します。治療を受けるときは、この許可書と保険証を医療機関に提示してください。
 - 注意事項
次の場合は国民健康保険で治療が受けられません。
 - ▼勤務中や通勤途中での事故
労災保険の対象になります。
 - ▼違法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故
給付制限の対象になります。
 - ▼示談を済ませてしまったとき
示談後は、国民健康保険が使えなくなる場合があります。

適正な医療の受診を心掛けましょう

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

- 休日や夜間に、軽症の人が救急医療へ受診することが増え、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関・薬局では、次のことに留意しましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診するときは、平日の時間内に受診できないか、もう1度考えてみましょう。
 - 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える可能性があります。
 - 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用についても考えてみましょう。

国民健康保険の所得申告

☎ 届出先 国保年金課 ☎ (93) 4084

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。
そのため市では、課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書が提出されていない人などに「国民健康保険税申告書」を発送しています。
申告書は、国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。
申告書の提出がないと、軽減措置などを受けることができなくなりますので、申告書を受け取ったら必ず提出をお願いします。